

別紙2 機器仕様書

1 一般事項

本仕様書は、道路灯・公園照明等に使用するLEDを光源とするLED照明器具（以下「器具」という。）に適用する。

2 適用基準及び規格

本仕様書において特に規定がないものは、次の適用基準の最新版を適用すること。

電気用品安全法

電気設備に関する技術基準に定める省令

- JIS C 8105-1 照明器具-第1部:安全性要求事項通則
- JIS C 8105-2-3 照明器具-第2・3部:道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項
- JIS C 8105-3 照明器具-第3部:性能要求事項通則
- JIS C 8105-5 照明器具-第5部:配光測定方法
- JIS C 8131 道路照明器具
- JIS C 8147-1 ランプ制御装置-第1部:通則及び安全性要求事項
- JIS C 8147-2-13 ランプ制御装置-2-13部:直流又は交流電源用 LEDモジュール用制御装置の個別要求事項
- JIS C 8152-1 照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第1部:LEDパッケージ
- JIS C 8152-2 照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第2部:LEDモジュール及びLEDライトエンジン
- JIS C 8152-3 照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第3部:光束維持率の測定方法
- JIS C 8153 LEDモジュール用制御装置-性能要求事項
- JIS C 8154 一般照明用LEDモジュール-安全仕様
- JIS C 8155 一般照明用LEDモジュール-性能要求事項
- JIS C 61000-3-2 電磁両立性-第3-2部:限度値-高調波電流発生限度値(1相当りの入力電流が20A以下の機器)
- JIS C 61000-4-5 電磁両立性-第4-5部:試験及び測定技術
- JIS Z 9127 スポーツ照明基準
- JIL 1003 照明用ポール強度計算基準((一社)日本照明工業会)
- JIL 5004 公共施設用照明器具
- JIL 5006 白色LED照明器具性能要求事項
- SES E1901-4 防犯灯の照度基準((公社)日本防犯設備協会)
- 道路照明施設設置基準・同解説 平成19年10月((公社)日本道路協会)
- 道路・トンネル照明器材仕様書 平成30年改訂((一社)建設電気技術協会)
- 光害対策ガイドライン 令和3年3月改訂版
- LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案) 平成27年3月(国土交通省)

3 各器具の仕様

- (1) 関連するJIS規格等に適合又は同等程度の製品であること。
- (2) 器具は国内用に製造されたものを使用すること。
- (3) 器具は、通常の使用方法において、LEDの定格寿命（光束維持率が、道路灯においては80%未満、道路灯以外においては70%未満になるまでの時間）が60,000時間以上であることとし、常に安全な使用が可能であること。
- (4) 器具の選定にあたっては、原則として既存照明灯と同等以上の照度を確保できるものとする
こととし、可能な限り照度分布図により確認できること。
なお、現場状況によって既存の照明施設と同等の照度が不必要と認められる場合においては、本市と協議の上、置き換えることも可とする。
- (5) 器具は、堅牢で防水性、耐候性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、正常な使用状態において機械的、電氣的にその機能を保持できるものとする。
- (6) 製品の製造業者は、ISO9001及びISO14001認証を取得していること。
- (7) 製品に形式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。
- (8) LEDの光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであること。
- (9) 電柱、自立柱、壁面等に設置されている器具と置き換えて設置できること。
- (10) アーム・直線ポール兼用型とし、角度可変ができる構造を有していること。
- (11) 取り付けた器具には落下防止措置を施すこと。
- (12) 遮光機能（遮光板、ルーバー等）が備わっている照明器具は、同等の機能を有すること。その他の照明灯は、遮光機能の取付け可能な構造を有し、必要に応じて遮光機能の後付け・取り外しが可能な構造とする。
- (13) LED器具の本体色は、既設ポール色に応じてグレー系、ダークブラウン系を基本とすること。ただし、既設設備の状況に応じ、他色の対応も可能であること。
- (14) 道路灯は「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室監修）（平成30年版）」（一般社団法人建設電気技術協会）に適合していることが証明できる書類を提出すること。
- (15) 防犯灯は、（公社）日本防犯設備協会が実施する優良防犯機器認定制度器具（RBSS）又は、それと同等以上の性能であることが証明できるものであること。
- (16) 津波避難誘導灯については、関西電力送配電㈱和歌山支社が指定する製品「㈱サンライトLED防犯灯（バックアップ機能付）型番：SUN-LED15B6R6-com2-S」を使用すること。もしくは、指定製品と同程度の仕様の機器を関西電力送配電㈱に事前に共架承認を受けること。
- (17) スポーツ照明は、JIS Z 9127に規定する運動競技区分Ⅲを適用すること。
- (18) 本仕様書に無い事項について、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版及び「公共施設設備工事標準図（電気設備工事編）」最新版に準拠するものとし、遵守すること。